さきたま緑道　現況調書

1　公園の設置目的

さきたま緑道は、ＪＲ高崎線「北鴻巣駅」前の鴻巣市赤見台近隣公園から、武蔵水路に沿って、さきたま古墳公園に至る延長４．５㎞、幅員２５ｍの緑道です。

北鴻巣駅からさきたま古墳公園へのアクセスとなる、安全で快適な、花と緑あふれる「いにしえへの緑のみち」として整備され、平成元年に全線が開通しました。

平成元年に開催された「第４回国民文化祭さいたま'８９」にともない展示された、彫刻５０点が設置されています。

この緑道は、安全で快適に利用できる歩行者園路と、自転車道が整備され、緑の中で散策やサイクリングが楽しめるほか、広域的な緑のネットワークの形成に資するとともに、災害時には住民の避難路としても役立つものです。

2　公園の概要

(1) 位置

行田市大字佐間、鴻巣市袋、川面ほか地内

(2) 開設年月日

昭和５８年４月

(3) 公園面積

１１．５ha

(4) 主な施設

［施設区分］	［施　　設　　名］	有料	無料
１［修景施設］	高木、低木植栽(5,000㎡)、 花壇(14箇所×約12㎡＋植えマス16個＝152㎡) 彫刻(50体)		○
２［休養施設］	四阿(2棟※うち1棟Ｄ判定2021年12月～使用禁止)、ベンチ（22脚)		○

3［遊戯施設］	健康遊具(3台)		○
4［運動施設］	サイクリングロード		○
	遊歩道		○
5［便益施設］	駐車場(1箇所：6台)、便所(3箇所)、水飲み場（2箇所）		○
6［管理施設］	照明施設（248灯：足元灯、タイムトンネル内含む）		○
	浄化槽（120人槽１基、125人槽１基、16人槽１基）		○
	掲示板（4箇所）、緑道看板（4箇所）、彫刻案内板（1箇所）、交通標識（多数）、道程標（多数）、路面標示（多数）		○

(5) 主な建物（建築物）

・さきたま緑道　建物一覧表参照（別紙１）

3　施設供用日、供用時間等

［施設名］	［開設期間・日数］	［開園時間］	［休園日］
園　　内	令和4年4月1日～令和5年3月31日	終日	なし

4　職員体制

(1) 職員配置

職員は常駐していない。

(2) 勤務体制

（単位：人）

		土・日	月	火～金	勤務時間	備　　考
日勤帯	常　勤	２～３	１～２	２～３	８：３０～１７：１５	
	非常勤	４～５	４～５	４～５	８：３０～１７：１５	
	臨　時	１		１	８：３０～１７：１５	
	計	６～８	５～７	６～８	８：３０～１７：１５	
朝夜帯	常　勤				～	
	非常勤				～	
	臨　時				～	
	計				～	

5　管理実態

(1) 園地図

・さきたま緑道　園地図参照（別紙２）

(2) 管理業務

・さきたま緑道　現状管理業務一覧参照（別紙３）
・さきたま緑道　管理費内訳及び収入実績参照（別紙４）

(3) 主要設備機器

・さきたま緑道　主要設備機器一覧表参照（別紙５）

(4) 施設運営電力等契約状況

○電気（契約種別・契約電力） ○電話 ○上水道（契約口径・引込数）○ガス（用途） ○軽油（用途）

(5) 遊具点検

健康遊具　3台

・直営点検　ボルトの緩み、腐食の確認、亀裂及び破損の確認を随時行っている。

・業者点検　毎年1回実施

(6) 運動施設管理（建築物を伴うものを除く）

(7) 修繕リスト

・さきたま緑道　修繕工事一覧参照（別紙６）

(8) 有料施設の利用状況

・さきたま緑道　有料施設利用状況参照（別紙７）

(9) 設置・占用・行為許可の状況

・さきたま緑道　設置・占用・行為許可一覧参照（別紙８）

(10) 貸与可能備品

・さきたま緑道　備品台帳参照（別紙９）

6　特記事項

○　５０点の彫刻が設置されている。

○　上越新幹線の高架下部分（５８㎡）については、ＪＲ東日本との間で高架下貸付契約を締結している借地であるが、この区域も公園としての管理区域である。

○　緑道沿いに武蔵用水路（独立行政法人水資源機構の管理）が流れており、平成２８年

３月に長年進めてきた大規模改修が完了した。緑道と武蔵用水路の間には用水路用の管理道路が整備されている。

○　元荒川上流土地改良区排水負担金

さきたま緑道内に設置されているトイレの処理水を元荒川上流土地改良区に放流しているため、排水負担金が賦課されている。（令和３年度１４，３８０円）

○カロリナポプラ等の高木

緑道開設時からの樹木が成長し高木となり毎年数本倒木していることから、伐採及び新たな植樹をしている。

○　用地未買収のため、緑道の幅員が十分でなく、歩道と自転車道が分離していない箇所がある。当該箇所は幅員を拡張（145.9㎡）して、歩道と自転車道を分離する計画がある。

○　喫煙所の設置

園内は全面禁煙となっていることから設置なし。

○　主な自主事業

自動販売機６台

別紙１

さきたま緑道　建物一覧表

施設名	建設年月日	増築年月日	構造	階数	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）
四阿	昭和58年11月30日		木造	1	9.00	9.00
	不明		木造	1	不明	不明
便所（鴻巣側）	平成1年10月16日		鉄筋コンクリート造	1	24.96	24.96
便所（行田側）	平成3年3月4日		鉄筋コンクリート造	1	24.96	24.96
便所（並木橋脇）	平成23年12月13日		鉄筋コンクリート造	1	5.75	5.75
				計	64.67	64.67

別紙２

さきたま緑道

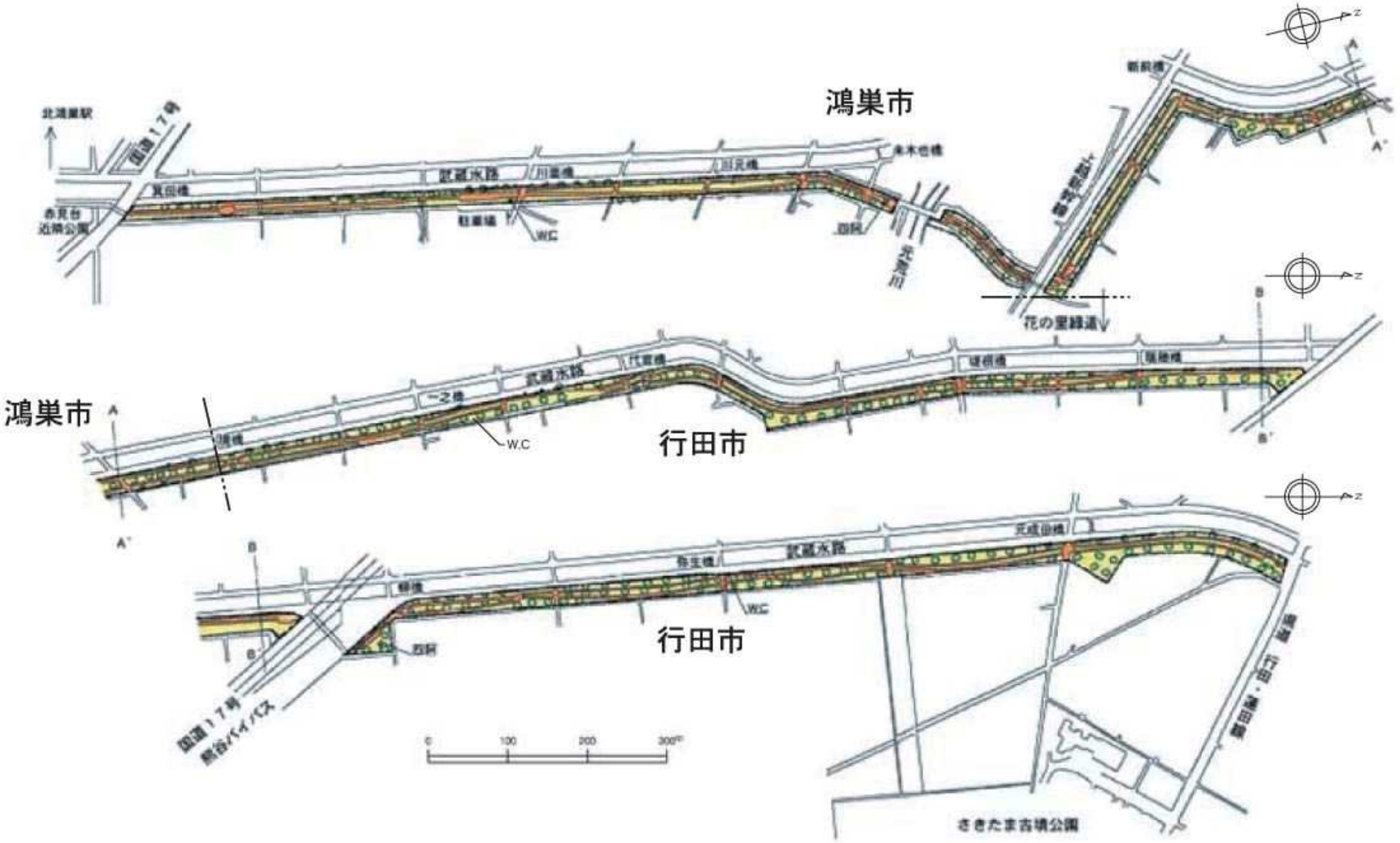

鴻巣市
北鴻巣駅
国道１７号
武蔵水路
W.C
花の里緑道
鴻巣市
行田市
W.C
行田市
国道１７号
熊谷バイパス
0
100
200
さきたま古墳公園

別紙３－１

さきたま緑道　現状管理業務一覧

	業務名	業 務 内 容
1	園地管理業務	芝刈 208,000㎡(5回/年) 草刈 107,000㎡(5回/年) 低木刈込 5,000㎡(1回/年) 低木除草 5,000㎡(1回/年) 高木剪定(支障枝･枯枝除去) 適宜 枯損木伐採 適宜 花壇(152㎡)管理 植栽:2回/年、地拵え:2回/年 除草:2回/年、灌水:適宜 落枝回収 適宜 側溝清掃(北鴻巣～行田) 約3.5km(1回／年)

別紙３－２

さきたま緑道　現状管理業務一覧

	業務名	業 務 内 容
2	清掃業務	建物内外の生活環境を衛生的に保持し、利用者に対して清潔、快適な環境を提供する。 便所清掃3箇所　週6回 園路ゴミ拾い　週6回 四阿清掃2箇所　週6回 彫刻等拭き清掃50基　適宜 タイムトンネル床面掃き掃除、壁面拭き清掃　適宜
3	警備業務	週6回巡回を行い、不法投棄・不審者等を見回っている。
4	浄化槽保守管理業務	浄化槽法に基づく維持管理業務 合併浄化槽（120人槽・接触ばっ気方式）1基 合併浄化槽（16人槽・担体流動生物濾過循環方式）1基 単独浄化槽（125人槽・接触ばっ気方式）1基 定期保守（年4回）、水質検査（年1回） 余剰汚泥汲取（年1回）
5	電気設備保守点検業務	照明灯不点点検（2ヶ月に1回）
6	健康遊具保守点検業務	健康遊具点検（業者による点検　年1回）

別紙4

さきたま緑道･花の里緑道　管理費内訳及び収入実績

（千円）

		令和2年度	令和3年度
管理経費	人件費	13,912	13,040
	消耗品費	173	254
	修繕費	1,462	384
	光熱水費	1,794	2,065
	責任保険料	53	61
	手数料	9	10
	委託料	1,688	1,787
	租税公課	2	0
	その他	1,549	2,610
	合計	20,642	20,211

収入	委託料収入	18,916	20,769
	利用料金収入	0	30
	自主事業収入	670	656
	合計	19,586	21,455

管理費経費－収入	1,056	-1,244

別紙５

さきたま緑道　主要設備機器一覧表

機　器　名	仕　　様　・　能　　力	台数	備　考
浄化槽	単独浄化槽　125人槽　型式KR-125	1	行田側トイレ
	ニッコー小規模浄化槽　浄化王　16人槽	1	並木橋付近トイレ
	合併処理浄化槽　120人槽　型式JT6-12A1	1	鴻巣側トイレ
分電盤	共架式分電盤(詳細不明)	4	

さきたま緑道　　修　繕　工　事　一　覧

（単位　円　消費税込み）

令和　２　年　度		令和　３　年　度	
修　　繕　　名	金　　額	修　　繕　　名	金　　額
電気設備修繕（照明灯不点等）（金額は年間の合計額）	416,900	20万円/件はなし	
ベンチ修繕（全22脚：座面の研磨等）	297,000		
男子小便器自動洗浄装置設置（洗浄装置故障のため）	242,000		
合　　計	955,900	合　　計	0

※　この表は、一件の修繕で２０万円以上のものを記載しています。

別紙6

別紙８－１

さきたま緑道・花の里緑道
設置・管理・占用許可一覧

R4.4.1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間 始期	許可申請期間 終期	期間
設置	便益施設（自動販売機）	園内	6台	H30.4.1	R5.3.31	5年
設置	掲示板	園内	4基	H30.4.1	R5.3.31	5年
設置	ボックスカルバート	園内	9．55㎡	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	防災無線屋外子局	園内	1基 0．36㎡	R4.4.1	R7.3.31	3年
占用	支線、管路、引上管	園内	1本、32.9m 1m	H31.4.1	R11.3.31	10年
占用	管路	園内	0．3㎡	H31.4.1	R11.3.31	10年
占用	支柱、支線	園内	2本	H31.4.1	R11.3.31	10年
占用	道路案内標識板	園内	1基	R4.4.1	R7.3.31	3年
占用	案内板	園内	2基	R2.4.1	R12.3.31	10年
占用	基準点	園内	7箇所	R4.4.1	R7.3.31	3年
占用	ボックスサイホン	園内	158．5㎡	R4.4.1	R7.3.31	3年
占用	電柱、支線、電線	園内	69本 4，139m	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	特別高圧架空送電線	園内	435．7m	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	特別高圧架空送電線	園内	1，043．7m	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	水道管	園内	6．16㎡	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	案内看板	園内	1基	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	支線	園内	1本	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	支線	園内	1本	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	公衆電話ボックス	園内	2基	R3.4.1	R6.3.31	3年
占用	電柱、支線、電線	園内	32本 2，971m	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	下水道設備	園内	52㎡	R4.4.1	R7.3.31	3年
占用	下水道設備、ケーブル	園内	6．6㎡ 0．9m	R4.4.1	R7.3.31	3年
占用	支柱	園内	1本	H31.4.1	R11.3.31	10年
占用	電柱、支線、電線	園内	4本 55m	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	支線	園内	1本	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	電柱、支線、電線	園内	2本 33m	H31.4.1	R11.3.31	10年

別紙８－１

さきたま緑道
設置・占用・行為許可一覧

R4.3.31見込

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	第35回行田市鉄剣マラソン大会	古墳公園から国道17号までの緑道	4，000人	令和元年4月28日		1日
行為	緑道内既設マンホール周辺の地質調査を行うため	マンホール番号モト115	1箇所	平成31年3月11日		1日
行為	施設行事であるウォーキングを行う際に給水ポイントを設置する。	さきたま緑道内に3箇所	2㎡/1か所	令和3年11月24日		1日

利用料金等の設定（さきたま緑道）

（１）利用料金

ア　施設利用：なし

イ　行為許可

行　　為	現　行　料　金（円）
物品の販売、興行その他の営業行為	一日　14円／㎡
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	一日　8円／㎡
上記以外のイベントを行う場合	一日　17円／㎡
業として行う写真の撮影	半日　360円／件 一日　740円／件
業として行う映画等の撮影	半日　14,800円／件 一日　29,800円／件
広告物の表示	一日　2,090円 / ㎡（表示面積）

＊行為許可を受けるものが、国または地方公共団体、または利用料金が高額な場合、または指定管理者が適当と認めた場合は、請求書を発行し、事前振り込みとする。その場合の入金期限は、請求書の発行から１か月以内とする。

（２）　自主事業

ア　現状：なし

指定管理業務に関する特記仕様書（さきたま緑道）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

１ 別添の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。

２ 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。

３ 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。

（１）他の県営都市公園の料金と比較しても妥当な額であること。

（２）国又は県が主催する事業に使用する場合は免除とし、共催する事業に使用する場合は１／２以上を減額すること。

４　植物管理業務について

公園内の樹木について、県では今後「樹木管理計画」を策定し、適正な維持管理を行っていく予定である。指定管理者は樹木管理について毎年度、県と協議の上、適正管理を求める予定であることに留意すること。

５ 防犯対策に配慮すること。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。

６ 地元ボランティア団体等との連携を図ること。

地域に根ざした公園となるように、地元ボランティア団体等と連携した公園管理を行うよう努めること。

７ 設置許可施設との協力体制に努めること。

都市公園法（昭和３１年４月２０日法律第７９号）第５条の許可を受けて、当公園内に施設を設けている者とは、互いに協力して管理を実施し、当公園のより一層の発展に努めること。

８ クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えるクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書（案）別紙２「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分(案)」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

９ 彫刻の管理を適正に行うこと。

（１）設置されている５０点の彫刻について、適正に管理を行うこと。

（２）管理者の責めに帰せない事由により彫刻の損傷が生じた場合についても、可能範囲において復旧作業を行うこと。

10　本書の定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。